

(案)

球磨川地域森林計画書

(球磨川森林計画区)

計画期間	自 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日
	至 令和 15 年 (2033 年) 3 月 31 日

〈令和8年度 (2 0 2 6度) 変更〉

熊 本 県

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
II	計画事項	3
第1	計画の対象とする森林の区域	3
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	8
第3	森林の整備に関する事項	9
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	9
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
2	造林に関する事項	11
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	14
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準	

及び当該区域における施業の方法に関する指針

(3) その他必要な事項

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項…………… 18

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
- (5) 林産物の搬出方法等
- (6) その他必要な事項

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項…………… 20

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
- (2) 森林の経営管理制度の活用促進に関する方針
- (3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針
- (4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
- (5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
- (6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
- (7) その他必要な事項

第4 森林の保全に関する事項…………… 26

1 森林の土地の保全に関する事項…………… 26

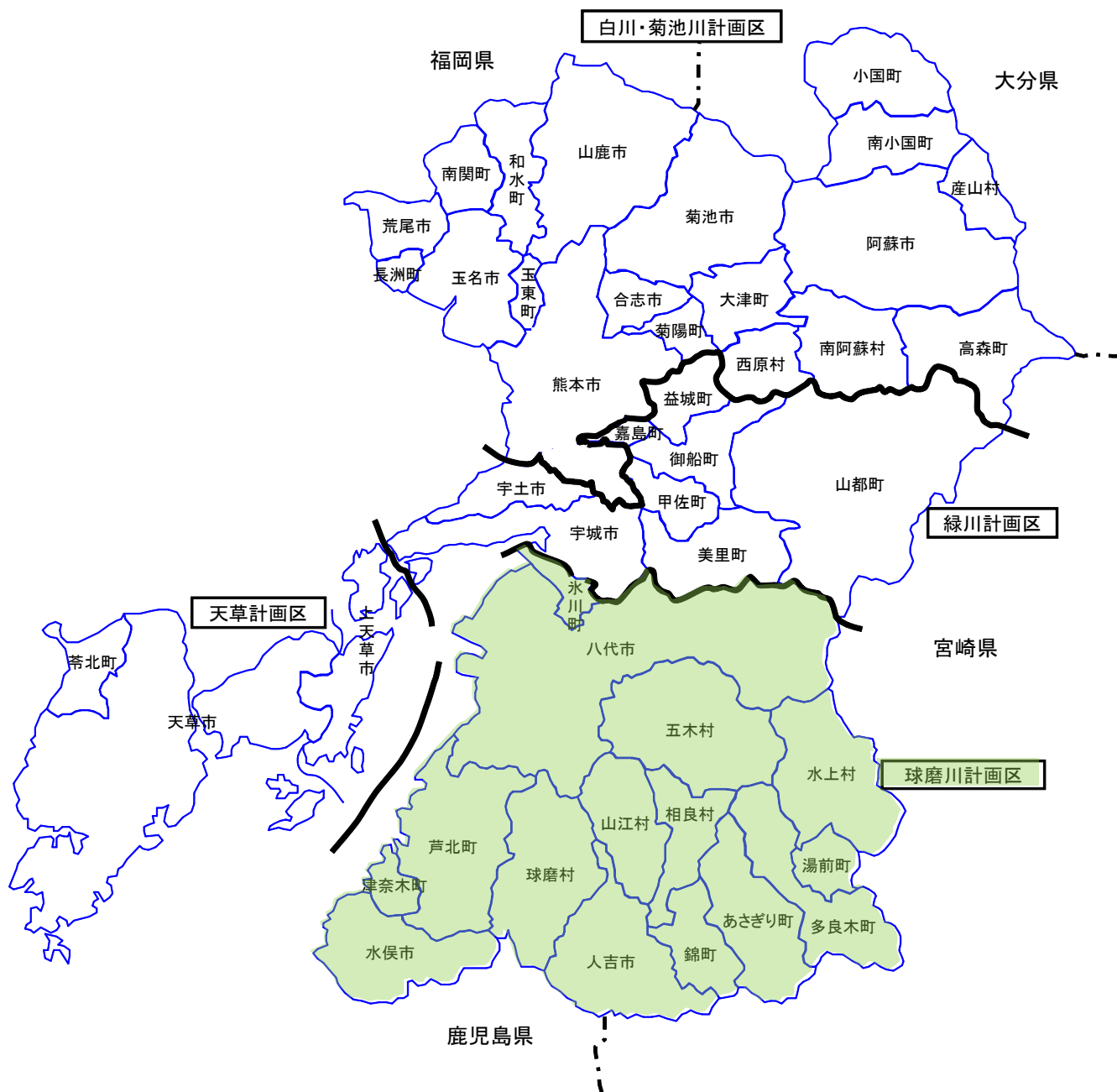
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
- (4) その他必要な事項

2 保安施設に関する事項…………… 27

- (1) 保安林の整備に関する方針
- (2) 保安施設地区に関する方針
- (3) 治山事業に関する方針
- (4) 特定保安林の整備に関する事項

(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	28
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項	29
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	30
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	30
1 伐採立木材積及び間伐立木材積	30
2 森林施業面積等	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道の開設及び拡張に関する計画	30
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	30
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	36
第7 その他必要な事項	36
1 保安林その他制限林の施業方法	36

森林計画区位置図



変更の理由等

1 計画の変更を要する理由

森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した球磨川地域森林計画の一部を、同条第5項の規定に基づき変更する。

2 効力の発生

令和9年（2027年）4月1日から効力を生ずる。

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

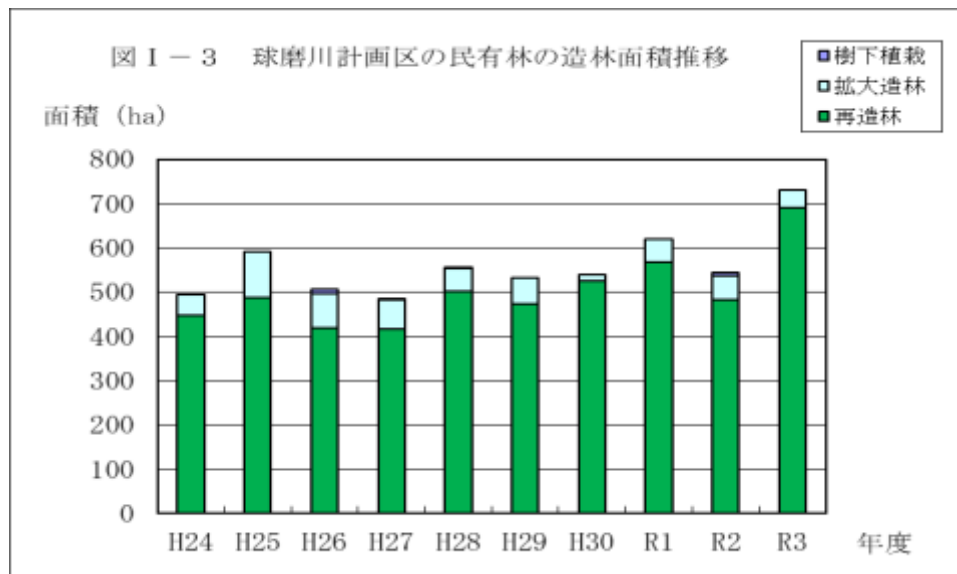
(1) 自然的背景 [変更なし]

(2) 社会的経済的背景 [変更なし]

(3) 民有林の概要

ア～カ [変更なし]

キ 伐採及び造林の動向
(中略)



資料：熊本県林業統計要覧

注 1 「樹下植栽」とは、複層状態の森林の造成を目的として樹下に苗木の植栽を行うこと。

2 「拡大造林」とは、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。

3 「再造林」とは、人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

ク～ケ [変更なし]

2 前計画の実行結果の概要及びその評価 [変更なし]

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) ～ (2) [変更なし]

(3) 森林の整備及び保全の推進方向

ア 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するための長伐期施業や複層状態の森林への誘導、天然生林の的確な保全・管理

イ～コ [変更なし]

(4) 基本的な考え方

ア～イ

[変更なし]

ウ IIの計画事項に掲げる項目ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

①～②

[変更なし]

③ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画において定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」及び「立木の標準伐期齢」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採立木材積については、伐採の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して計画する。

特に、公益的機能の確保に配慮しつつ木材資源の持続的利用の推進を図ることが必要なことから、成熟しつつある人工林の計画的な伐採を見込むとともに、複層状態の森林（一定の範囲において、複数の樹冠層を形成する施業が行われた森林をいう。）への誘導、拡大造林の縮小等を考慮のうえ伐採立木材積を計画する。

④ 造林に関する事項

市町村森林整備計画において定める「人工造林及び天然更新の対象樹種」、「植栽本数その他造林の標準的な方法」、「伐採跡地の更新すべき期間」及び「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採跡地においては、自然的条件等に適合した人工造林又は天然更新により速やかに森林の造成を図ることとし、主として③で計画した主伐材積に見合う造林面積を計画する。このうち人工造林については、再造林及び未立木地等への造林等の面積を見込み、天然更新については、ぼう芽更新や天然下種更新、人工林内において天然木の育成を図る面積等を見込んで計画する。

⑤～⑭

[変更なし]

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表Ⅱ-1のとおりである。

表Ⅱ-1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市町村		面積 (ha)	市町村		面積 (ha)
総数		<u>170,600.02</u>		人吉市	<u>9,992.29</u>
八代市	八代市	<u>40,125.22</u>		錦町	<u>3,070.69</u>
	氷川町	<u>248.81</u>		多良木町	<u>11,015.91</u>
	八代地域計	<u>40,374.03</u>		湯前町	<u>1,399.98</u>
	水俣市	<u>10,277.26</u>		水上村	<u>15,525.77</u>
芦北町	芦北町	<u>15,763.84</u>		相良村	<u>5,643.11</u>
	津奈木町	<u>2,144.87</u>		五木村	<u>21,355.38</u>
	芦北地域計	<u>28,185.97</u>		山江村	<u>9,355.02</u>
				球磨村	<u>16,528.50</u>
				あさぎり町	<u>8,153.37</u>
				球磨地域計	<u>102,040.02</u>

注 1 本計画の対象森林は、次に掲げる手続の対象となる。

- (1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。※）

※ 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

2 森林計画図は、熊本県ホームページ、熊本県農林水産部森林局森林整備課及び各広域本部（地域振興局）農林（水産）部林務課において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林の姿」を表Ⅱ-2のとおり定める。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の複層状態の森林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

表Ⅱ-2 機能発揮の上から望ましい森林の姿

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に

発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持及び増進を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

特に、令和2年7月豪雨を受け、土砂の流出や水源かん養機能等の公益的機能の適切な発揮による「緑の流域治水」に資するため、適切な管理がされず荒廃している森林等において、引き続き森林整備を進めることが必要である。

この点において、間伐の実施に当たっては、土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るため、間伐材を活用した柵工及び筋工の施工とともに、流木の抑制を図るため、溪流部の倒木や危険木の除去が求められる。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう、「ガイドライン」を踏まえ、適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

現況が人工林であり、林地生産力が比較的高く、道路からの距離等の自然的・社会的条件に優れた林業適地については、主伐後の確実な更新により人工林として維持し、持続的な森林経営を推進する。

一方、林業適地以外の人工林については、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化又は広葉樹林化を進め、公益的機能の持続的な発揮を図る。

現況が天然林である森林については、自然の推移に委ねることを基本とするが、里山林等については、多面的機能の維持増進や地域資源としての利活用を図るため、必要に応じて適切な整備を行う。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、「緑の流域治水」と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性に加え、林業適地以外の人工林の針広混交林化又は広葉樹林化による天然林への誘導を通じた野生鳥獣の生息環境の保全及び整備にも配慮する。

さらに、森林の状況を的確に把握するため、森林クラウドシステムの効果的な活用を図る。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

(ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等においては、針広混交林化や広葉樹林化等を含む多様な森林整備の推進を図ることとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能

土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

[変更なし]

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

[変更なし]

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として整備を推進するものとする。

具体的には、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり人工林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を表Ⅱ-3 のとおりとする。

表Ⅱ-3

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	人工林	119,007	118,064
	天然林	51,004	52,088
	利活用等により機能の維持増進を図る天然林	6,208	6,509
森林蓄積 (m ³ /ha)		357	390

注 1 「人工林」とは、主として植栽又は種子を散布して人為(※1)により成立させ維持される森林をいい、本県のスギ・ヒノキ等の森林の大部分が該当する。なお、この計画では伐採跡地を含めている。

2 「天然林」とは、主として自然に散布された種子、ぼう芽等により成立し、

維持される森林をいう。この計画では、未立木地及び竹林を含めている。

3 「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」とは、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る天然林をいう。例えば、里山林等の天然林のうち、製材・加工材、しいたけ原木、薪炭材、おが粉等として広葉樹材を利用している天然林、保健・レクリエーションの場として活用している天然林、公益的機能の維持増進を図るため適切な整備を行う天然林などが該当する。

4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地(※2)及び特殊林(※3)を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

※2 「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

※3 「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

2 その他必要な事項

[変更なし]

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図ることを旨として、自然的条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

ア 立木竹の伐採（主伐）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）

（以下、「伐採・搬出指針」という）や「ガイドライン」に基づく方法による伐採・搬出を確実に実施することとする。その際、崩壊の危険性のある場所を回避した道づくりや架線系での木材搬出、保残帯として立木を伐らずに残すなどの減災に向けた取組や生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとする。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然的条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

また、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交林化や広葉樹林化により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

なお、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生

動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表Ⅱ-4を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

表Ⅱ-4 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標準的な施業体系			主 伐 時 期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
球 磨 川 計 画 区	ス ギ	一般材	中仕立	27 cm	40 年
		大径材	中仕立	36 cm	70 年
	ヒ ノ キ	一般材	中仕立	22 cm	45 年
		大径材	中仕立	32 cm	80 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、表Ⅱ-5に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この場合、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務付けるものではないので留意するものとする。

(3) その他必要な事項

[変更なし]

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積（表Ⅱ－14）
を踏まえ、裸地状態を早期に解消して森林の有す公益的機能の維持を図るため、更新
されるべき期間内に行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地につい
ては早急な更新を図る旨を記載するとともに、次の事項を指針として、市町村内の気
候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制
限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るために、花粉の少ない苗木の植栽、広葉
樹の導入に努める。

(1) 人工造林に関する指針

カーボンニュートラルの推進や「緑の流域治水」に資する観点から、確実な森林再
生を図り、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立していくこと
が必要である。

それを踏まえ、人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社
会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公
益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものと
する。

また、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除する
ため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵
等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

また、本格的な利用期を迎えた人工林において主伐及び再造林の増加が見込まれ
ることを踏まえ、花粉発生源となるスギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の
少ないスギ苗木の活用及び広葉樹の導入等により、花粉の少ない森林への転換を推
進するものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により
定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本とし、広葉樹や
郷土樹種も考慮に入れて、気象、地質、地形、土壌等自然的条件等に適合する
とともに、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施
業体系、施業技術の動向、木材需要等経済的条件にも配慮して人工造林の対象
樹種を定めるものとし、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが
重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定
めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における

広葉樹造林の手引き」（熊本県発行）等を参考として、地域の自然的条件等に
適した樹種を選定するものとする。

(イ) ～ (ウ) [変更なし]

(エ) 苗木の選定については、成長等に優れた特定特定母樹由来の苗木や花粉の
少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13
林整保第31号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたス
ギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用に努めるとともに、広
葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用
いた苗木の選定に努めるものとする。その他、「生態系被害防止外来種リス
ト」（環境省）を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的
攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林所有者等が造林を行う際の方法選択の規範と
して、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は下表の本数を標準として定めるものとし、複層状態の
森林における樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系
がある場合は、それを踏まえつつ、人工林における標準的な植栽本数に下層木
以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するよう定めるもの
とする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多
様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本
として、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、
標準的な植栽本数について定めるよう留意するものとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽し
ようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応する
ものとし、その旨を記載して適切な植栽がなされるよう留意するものとする。

◎植栽本数の基準

樹 種	植栽本数（ha 当り）
スギ、ヒノキ、クヌギ、高木性広葉樹、 マツ類、その他	1,500 本 ～ 3,000 本

注 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター
等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限
り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

(イ) 人工造林の標準的な方法 [変更なし]

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針 [変更なし]

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針 [変更なし]

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 期待成立本数として想定される本数、天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は 10,000 本/ha 以上を基準として、気象、自然的条件、既存の更新方法等を勘案して定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を更新するものとする。

(イ) ～ (ウ) [変更なし]

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針 [変更なし]

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 [変更なし]

(4) その他必要な事項

ア [削除]

ア 植栽未済地対策

人工林の伐採（皆伐）後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

イ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然的条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

3 間伐及び保育に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積(表Ⅱ-12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、森林所有者等が間伐を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ-7に示す内容を基礎とし、主要樹種及び施業体系等の別に定めるものとする。

なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

表Ⅱ-7 樹種別施業体系別の標準的な間伐実施林齢

樹 種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐時期 (林齢)						備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	1,500～2,000	一般材	△	28～34					
		大径材	△	28～35	39～52	58			
	3,000	一般材	14	23	31				
		大径材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500～2,000	一般材	△	34～39					
		大径材	△	34～40	42～55	61	72		
	3,000	一般材	14	25	31				
		大径材	14	25	31	40	55	65	

注 1 1回目の欄は、除伐(植栽木以外の樹種の伐採。この場合、スギ、ヒノキ以外の樹種の伐採)を兼ねた初回間伐の林齢である。(△については、必要に応じ除・間伐を行うこと。)

2 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範

囲内で行うこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ-8 に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

表Ⅱ-8 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹 種	実 施 時 期 (林 齢)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈 り	ス ギ ヒ ノ キ	←	---	---	---	---	---	---	---	---	---	→				
つ る 切 り								←	---	---	---	---	---	---	---	→
除 伐								←	---	---	---	---	---	---	---	→

注 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

(3) その他必要な事項

ア 間伐率

[変更なし]

イ 複層状態の森林における受光伐

複層状態の森林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林における間伐及び保育

[変更なし]

エ その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている人工林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

また、「緑の流域治水」に資する適切な森林の育成を図る観点から、更なる間

伐の推進が必要である。加えて、森林は、地球温暖化の原因である CO₂の吸収源としての役割が注目されてきており、特に、標準伐期齢以下の森林では、その CO₂吸収機能を最大限に高めるため、保育を目的とした間伐を推進する必要がある。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (市町村森林整備計画において定める事項の指針)

(1) 公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分、森林の自然的条件、林道等の整備の状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を考慮のうえ、次の事項を指針として、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(ア) ～ (イ) [変更なし]

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該森林のうち、伐期の延長とともに、下記のいずれかに該当する森林については、皆伐の伐採面積の規模を縮小することとする。

- a 地形について、標高の高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域の森林
- b 気候について、年平均又は季節的降水量の多い地域、短期間に強い雨の降る頻度が高い地域の森林
- c 大面積の伐採が行われがちな地域の森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記①～③に該当する森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については小面積皆伐による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能

の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であるが、皆伐については伐採面積の縮小・分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

①～③

〔変更なし〕

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域とし、自然的条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとし、その配置は、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせて定めるものとする。

さらに、この区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、6 (3) の特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定するものとする。

この際、区域内において (1) の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、木材需要に応じた林木を生育させるための造林、保育、間伐その他伐採の方法等を定める。

また、当該区域のうち、林業適地においては主伐後の植栽による確実な更新を行うこととし、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては更新補助作業等を行うこととする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表Ⅱ-4 を目安として定めるものとする。

(3) その他必要な事項

〔該当無し〕

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。

林道等の整備については、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、自然的条件、社会条件及び森林資源の状況に応じて計画的に推進するものとする。

特に、自然的条件及び社会的条件が良好な林業適地において、森林の集積・集約化を進めている地域等を主体として整備を推進するものとする。

また、木材輸送量の増大や走行車両の大型化に対応し、効率的な森林施業及び木材の大量輸送に資するため、既設林道の改築及び改良を進めるなど、林道の質的向上を推進するものとする。

さらに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時の避難路、物資輸送路及びライフライン復旧時の代替路としての機能にも配慮した林道等の整備を推進するものとする。

林道等の整備に当たっては、地形、地質等の自然的条件を十分考慮し、林地保全に配慮した路網整備に努めるものとする。

また、急傾斜地等においては、林地保全の観点から、架線集材に対応した土場等を備えた林道等の整備を推進するものとする。

なお、林道等路網の現状は表Ⅱ-9のとおりである。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表Ⅱ-10を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表Ⅱ-10を参考に定めるものとする。

表Ⅱ-10 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地(15～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60〈50〉～150	16～26
	架線系	20〈15〉～50	
急峻地(35°～)	架線系	5～15	5～15

注 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林などへ誘導する森林における路網密度である。

表Ⅱ-11 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注 1 この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

2 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

路網の整備と森林の集積・集約化により低コストの森林施業を推進する区域とし、林班ごとの地形・地質、森林の機能別調査の木材等生産機能、傾斜に応じた路網密度水準から判断し、幹線となる林道の利用区域を考慮して定める。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「熊本県林業専用道作設指針」、「熊本県森林作業道作設指針」に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえた適切な搬出方法とする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
〔該当なし〕

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道につい

ては、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、人工林及び利活用の推進が必要な天然林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

第2の1(1)の森林の整備及び保全の目標を達成するために必要な森林施業の合理化推進に資するための条件整備として、県、市町村、森林管理署、森林組合等の林業経営体及び木材加工・流通事業体等の連携による合意形成や民有林と国有林の連携を図りつつ、林業適地の人工林における特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進する。

併せて、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化に加え、林業担い手の育成や機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備等を計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同に関する方針

ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

本計画区の民有林は小規模かつ分散した所有形態が特に多く、林業の採算性を悪化させる一要因となっている。そのため、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、森林経営管理制度や森林経営計画制度等を活用するとともに、必要な森林関連情報の提供及び助言・あつせん等を推進する。

その際、小流域単位で森林の集団化が可能な地域を中心に、森林経営の委託等の促進や森林の経営規模の拡大に関する方針を定めるとともに、市町村・森林組合等による普及啓発活動を通じた森林施業の共同実施や森林作業道等の開設及び維持管理に係る森林所有者間の合意形成に努めて、森林施業の計画的かつ効率的な実行を確保する。

イ 森林の経営に係る受委託の促進による森林の経営規模の拡大 [変更なし]

ウ 森林施業共同化の推進体制の強化 [変更なし]

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和元年度（2019 年度）から開始された森林経営管理制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施するものである。

このため、市町村において森林所有者等に対する経営管理に関する意向調査や経営管理権集積計画の策定を進めるなど、森林経営管理制度の活用を通じて森林の適切な経営管理を推進するものとする。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成や権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせん等により森林の集積・集約化を促進し、効率的な森林施業の推進を図るものとする。

また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定及び特例措置の活用等を進めるとともに、市町村及び関係機関が連携し、森林の適切な経営管理を推進するものとする。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

4 (2) に定める木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、自然的・社会的条件が良好な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定するものとする。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能が「高」の森林が過半を占め、林班の平均傾斜区分が緩又は中であり、傾斜区分に応じた路網密度が確保されている森林を対象として、地域の実情を勘案のうえ設定するものとする。

この際、4 (1) に定める公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう区域を設定するものとする。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法は、木材需要に応じた樹種及び径級の林木を育成するための造林、保育、間伐及び伐採とし、第3の1から3に定める事項に準じて実施するものとする。

造林に当たっては、主伐後の確実な更新を図るため、植栽による更新を基本とする。

また、森林の集積・集約化、路網整備及び施業の機械化を推進し、効率的な森林整備及び木材生産を図るものとする。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強化するため、本県では広域合併推進基本計画に基づき森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成 26 年 10 月に旧人吉市、旧中球磨、旧山江村の 3 森林組合が合併して、くま中央森林組合が発足した。

引き続き、管内 8 森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和 4 年（2022 年）4 月現在で 8 森林組合及び 42 の林業経営体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）」に基づく認定事業体となっている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力支援センター）（以下「育成基金」という。）との連携により、経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業経営体については認定取得に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体を熊本県版育成経営体として選定し支援するとともに、スマート林業技術の導入、事業量の安定的確保及び生産性の向上等による事業の合理化を促進し、長期にわたり持続的な経営を担う多様な林業経営体の育成を図る。

イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の養成・確保が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和 2 年（2020 年）国勢調査によると 1,139 人で前回調査（平成 27 年：1,186 人）と比較して 47 人減少していることから、将来にわたって林業の担い手を確保するため、新たな林業就業者の確保・定着を図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）」に基づき平成 30 年度（2018 年度）に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を実施することとしている。

具体的には、平成 31 年（2019 年）4 月に開校した「くまもと林業大学校」を中心として、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生や U・J・I ターン者等の林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修、労働安全に関する研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。

また、女性や若年者の活躍及び定着を促進するとともに、外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備を進め、多様な人材の確保を図る。

雇用環境面では、認定事業体に対し、社会保険の加入促進、通年雇用化、労働安全対策の強化等による就業環境や雇用条件の整備に対する支援を行うとともに、技能検定制度等の活用を促進するための研修や事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 5 年間で 222 人の新規就業者が林業に従事している。

また、森林組合などの林業経営体と建設業が連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域の林業と建設業等の異業種が連携した取組を支援する。

さらに、森林資源の循環利用の確立を図るうえで、再造林や下刈りの従事者が特に不足していることから、地域住民や U・J・I ターン者等の林業未経験者を雇用する組織への支援を進める。

ウ 林業後継者の育成

[変更なし]

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、令和 2 年度（2020 年度）末現在で県全体の 68% に当たる 239 台（プロセッサ 84 台、タワーヤーダ 3 台、ハーベスタ 1 台、フォワーダ 78 台、スイングヤーダ 50 台、その他 23 台）となっており、特に球磨地域においては県全体の 37% に当たる 131 台が導入されているなど、本県における林業機械化の先進地域となっている。

車両系高性能林業機械を主とした作業システムについては、現地の地形や森林資源の状況に応じた作業システムの選択と、その能力を十分に発揮できる路網整備が重要であることから、両者が一体となった取組を推進する。

また、路網整備が比較的困難な奥地林や急傾斜地における森林施業については、架線系作業システムの活用を促進し、効率的かつ安全な施業の実施を図る。

さらに、遠隔操作、自動運転及び林内走行等のスマート林業技術が実装された林業機械の導入を促進し、生産性の向上、省力化及び労働安全性の向上を図るものとする。

なお、令和 2 年 7 月豪雨を踏まえ、「ガイドライン」に基づく林地保全に配慮した森林施業の普及及び定着を推進する。

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働負荷の軽減を図るため、地域の実情に応じた林業機械の導入及び有効活用を促進するとともに、環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応する作業システムの確立及び普及に努める。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成を進めるとともに、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進する。

さらに、森林の集積・集約化、森林経営の受委託及び森林施業の共同化を促進し、林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保を図るものとする。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

ウッドショックの影響により木材の輸入にはリスクが伴うことが顕在化してきたことから、国産材需要の高まりに応えるため、木材の安定供給及び品質の確かな製品の加工流通体制の整備が重要となっている。

このため、地域における木材需給や森林資源の持続的な利用に配慮しながら、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、JAS 製品等の付加価値の高い製品の供給に向けた施設整備や木材生産に必要な高性能林業機械の導入を推進するとともに、県産木材の新たな供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた支援を行う。

また、カーボンニュートラルの推進に向けて、木質バイオマスの安定供給や、製材・プレカット工場における生産及び出荷管理の効率化を図るための取組を推進する。

木材に係るコスト構造や需給情報の共有を進めるとともに、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づく適正な取引の推進を図る。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」に基づき、木材関係者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者一体となって推進する。

イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、木炭及びきくらげがあり、その他たけのこ、えのきたけ等の生産も行われている。

これらの特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上や施設の近代化のほか、共同利用による生産施設等の効率的な活用を推進し、品質の安定・向上、生産コストの低減及び収量の安定・増大を図ることにより、収益性の向上に努める。

また、消費者ニーズに対応した生産及び加工の取組や、物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけについては、原産地表示等による食の安全・安心の確保とそのPRに努め、地産地消の推進や販路拡大によるブランド化を図る。

さらに、原木しいたけ生産の効率化を図るため、生産環境データの把握・解析やAIを活用した散水管理等のDX化を推進する。

(7) その他必要な事項

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率等の課題に対応するため、造林から伐採までの各段階において、森林資源のデジタル

管理やＩＣＴ等の先端技術を活用し、生産性及び安全性の向上を図る「スマート林業」を推進する。

そのため、「くまもと林業大学校」におけるＩＣＴ機器等を活用した技術者の育成を進めるとともに、林業経営体に対するスマート林業技術の普及及び導入支援を推進する。

また、山村地域の発展を図るため、林業・木材産業の成長及び森林空間を活用した「森業」の推進により、就業機会及び収入機会の創出を図り、移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に努める。

さらに、集落の生活基盤となる里山林等を維持するため、自伐型林業をはじめ、地域住民、ＮＰＯ等の多様な主体による継続的な森林の保全管理及び利用を推進する。

加えて、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活環境の向上を図るため、道路、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水源のかん養、土砂の流出及び崩壊の防止等の観点から特に林地の保全に留意すべき森林について、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して定めるものである。

保安林、保安施設地区内の森林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する災害防止、水源かん養及び環境保全機能の維持増進を図るため、特に適正な森林施業及び管理を実施する必要がある、林地開発許可制度の運用上からみて極力開発行為を避けるべき森林について、その所在及び面積を表Ⅱ－12のとおり定める。

なお、森林の施業等に当たって林地の保全を図るため、特に留意すべき事項は次のとおりとする。

ア 制限林にあつては、指定施業要件によること。

イ 急斜面の森林については、現存する広葉樹の残置を図ること。

ウ 人工林の皆伐は、可能な限り小面積に止め、残存樹帯の設置等により土地の保全に努めること。

エ 森林の過度のうっ閉は、林地の保全上危険であるため、下層植生が良好に生育できるよう適正な間伐を実施すること。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

〔該当なし〕

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命及び身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制区域内の森林においては、谷部等の集水性の高

い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事に係る技術的基準の遵守を徹底するなど、制度の適正な運用を図るものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、調整池及び排水施設の設置並びに環境保全のための森林の適正な配置等、必要な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう、「熊本県林地開発許可制度実施要項」等に基づき適切に実施するとともに、林地開発許可制度を厳正に運用するものとする。

特に、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図るものとする。

また、太陽光発電施設の設置については、雨水の浸透能や景観への影響等の特殊性を踏まえ、林地開発許可制度の適正な運用を図るとともに、地域との共生が図られるよう、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮するものとする。

さらに、風力発電施設の設置については、事業区域が県や市町村をまたぐなど広範囲に及ぶ場合があることから、関係自治体との連携を図るものとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度等の適切な運用により、森林の保全に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(4) その他必要な事項

〔該当なし〕

表Ⅱ-12 樹根及び表土の字保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在
〔変更なし〕

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林の自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を勘案し、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び保健保安林等を主体とした計画的な配備を推進するものとする。

また、必要に応じて指定施業要件の見直しを行い、保安林機能の維持及び増進を図るものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、流域の地形、気象及び土壌等の自然的条件並びに受益の

対象等を勘案し、水源のかん養又は災害の防備の目的を達成するため、保安施設事業の実施に必要な地区について指定を行うものとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、流域における森林の自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況及び近年の大雨や短時間豪雨の増加に伴う災害の発生形態の変化等を勘案し、事前防災・減災の考え方に立ち、災害に強い地域づくりを推進するものとする。

このため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林整備を進めるとともに、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を推進するものとする。

また、「緑の流域治水」に資するため、本数調整伐、筋工等の森林整備を計画的に実施し、森林の浸透・保水機能の維持向上及び土砂流出の抑制を図るものとする。

さらに、森林病虫獣害による裸地化の防止等を通じた予防治山対策を推進するとともに、流木災害対策として、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域における危険木の伐採を進めるものとする。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の導入を推進する。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

〔該当なし〕

(5) その他必要な事項

〔変更なし〕

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の結果や、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画等を踏まえ、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画において定めるものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、防護柵、食害防止資材及び剥皮被害防

止資材の設置等による植栽木の保護措置又はわな及び銃器による捕獲等を実施し、鳥獣害防止対策を推進するものとする。

この際、市町村は関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策及び農業被害対策等との連携及び調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

(1) イによる鳥獣害の防止の方法の実施状況については、必要に応じて現地調査を実施するとともに、森林所有者、森林組合、地元猟友会等の関係者からの聞き取り等により、その実施状況及び効果の把握に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、松枯れやナラ枯れ等の森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めるものとする。

特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性マツ又は他樹種への計画的な転換を推進するものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では確認されていないが、被害が発生した場合は、その被害状況及び地域の森林資源の状況を踏まえ、必要な防除対策を実施するとともに、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討するものとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が発生した場合は、立木や希少植物を含む下層植生の被害状況を踏まえ、防除対策の実施及び鳥獣保護管理施策に即した捕獲等を検討するものとする。

さらに、地域における野生鳥獣の出没状況や被害の実情に応じて、林業適地以外の人工林の針広混交林化又は広葉樹林化による天然林への誘導を進めるとともに、里山林整備活動の促進や緩衝帯の整備等により、野生鳥獣とのすみ分けを図る取組を推進するものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因の多くは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者、工事関係者、森林レクリエーション利用者等に対し、強風時や乾燥時におけるたき火や火入れの防止、火気の適正な取扱い及び後始末の徹底等について普及啓発を図るものとする。

また、林野火災に強い地域づくりを進めるため、防火線、防火樹帯及び標識等の整備を推進するとともに、林道等及び林内歩道の適切な整備、森林情報の整備及び共有、森林巡視の実施等に努めるものとする。

なお、地ごしらえや森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合には、火入れ

に関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

〔該当なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

〔変更なし〕

第6 計画量等

第2の1 (1) に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中における計画量等を以下のとおり定めるものとする。

1 伐採立木材積及び間伐立木材積 (表Ⅱ-13)

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐	
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
総 数	9,781	9,391	390	6,830	6,440	390	2,951	2,951
前半5カ年の計画量	4,715	4,545	170	3,135	2,965	170	1,580	1,580

2 森林施業面積 (表Ⅱ-14)

単位：ha

区 分	森林施業面積
総 数	32,789
前半5カ年の計画量	17,556

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (表Ⅱ-15) 〔変更なし〕

4 林道の開設及び拡張に関する計画 〔変更なし〕

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 〔変更なし〕

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量 (表Ⅱ-20)

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヵ年 計画地区数		
総 数		446	283		
八代市	日奈久大坪町	0	0		
	日奈久上西町	1	1	山腹工	
	日奈久中西町	1	1	山腹工	
	日奈久下西町	0	0		
	日奈久中町	0	0		
	日奈久東町	1	1	山腹工	
	日奈久塩南町	0	0		
	二見下大野町	0	0		
	二見野田崎町	0	0		
	二見洲口町	0	0		
	興善寺町	4	4	溪間工、山腹工	
	川田町東	2	2	溪間工	
	平山新町	2	2	溪間工、山腹工	
	東片町	1	1	山腹工	
	古麗町	1	1	山腹工	
	敷川内町	0	0		
	妙見町	0	0		
	日奈久新田町	0	0		
	東町	1	1	溪間工、山腹工	
	坂本町深水	0	0		
	坂本町鮎舄	4	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂本町鎌瀬	2	2	山腹工	
	坂本町西部	0	0		
	坂本町荒瀬	0	0		
	坂本町川嶽	5	5	溪間工	
	坂本町坂本	1	1	溪間工	
	坂本町百済来上	2	2	山腹工	
	坂本町百済来下	1	1	溪間工	
	坂本町中谷	0	0		
	坂本町田上	1	1	溪間工	
	坂本町市ノ俣	2	2	溪間工、山腹工	
	坂本町中津道	0	0		
	坂本町小川内	0	0		

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村		区域		前半5ヵ年 計画地区数		
	八代市	坂本町葉木	<u>2</u>	2	山腹工、森林整備	
		東陽町河俣	<u>4</u>	3	溪間工、森林整備	
		東陽町小浦	<u>1</u>	1	溪間工	
		東陽町南	<u>0</u>	0		
		東陽町北	<u>2</u>	<u>1</u>	山腹工	
		泉町葉木	<u>1</u>	<u>1</u>	溪間工、山腹工	
		泉町栗木	<u>2</u>	2	溪間工、森林整備	
		泉町柿迫	<u>9</u>	<u>9</u>	溪間工、山腹工、森林整備	
		泉町下岳	<u>3</u>	<u>3</u>	溪間工、山腹工	
		泉町仁田尾	<u>4</u>	<u>4</u>	溪間工、森林整備	
		泉町久連子	<u>3</u>	<u>3</u>	溪間工、山腹工、森林整備	
		泉町椎原	<u>1</u>	1	山腹工	
		泉町樺木	<u>1</u>	<u>1</u>	溪間工、山腹工	
		小計	<u>65</u>	<u>63</u>		
	氷川町	早尾	<u>3</u>	<u>3</u>	山腹工	
		小計	<u>3</u>	<u>3</u>		
	八代地域計		<u>68</u>	<u>66</u>		
	水俣市	湯出	5	<u>1</u>	溪間工、山腹工、森林整備	
		中鶴	1	0	溪間工、山腹工	
		深川	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
		宝川内	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		長崎	1	0	山腹工、森林整備	
		江添	1	0	山腹工	
		葛渡	1	0	溪間工、山腹工	
		薄原	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
		南福寺	1	0	山腹工	
		岩下	1	0	森林整備	
		袋	2	<u>0</u>	山腹工、森林整備	
		古里	1	<u>1</u>	山腹工	
		古城	2	1	山腹工	
		市渡瀬	1	1	溪間工、山腹工	
		越小場	2	1	森林整備、山腹工	
		石坂川	1	1	溪間工、山腹工	
		小計	25	<u>10</u>		
	芦北町	小田浦	<u>3</u>	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		田浦町	<u>1</u>	<u>0</u>	溪間工、山腹工、森林整備	

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考	
市町村		区域		前半5ヵ年 計画地区数			
		芦北町	田浦	2	2	森林整備、溪間工、山腹工	
			横居木	1	0	山腹工	
			鶴木山	1	0	山腹工	
			波多島	1	1	山腹工	
			女島	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
			計石	1	0	溪間工、山腹工	
			国見	1	0	森林整備	
			高岡	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
			古石	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
			大岩	4	3	溪間工、山腹工	
			黒岩	1	1	溪間工、山腹工	
			豊岡	1	1	山腹工、森林整備	
			道川内	1	0	山腹工	
			湯浦	1	1	山腹工	
			桑原	2	2	溪間工、山腹工	
			宮浦	4	3	森林整備、溪間工	
			白岩	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
			佐敷	3	1	溪間工、森林整備	
			大川内	3	1	溪間工、山腹工、森林整備	
			乙千屋	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
			丸山	1	0	森林整備	
			市野瀬	2	2	溪間工、山腹工	
			大野	1	1	山腹工、森林整備	
			國見	1	1	溪間工	
			告	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
			白木	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
			米田	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
			箆瀬	1	0	溪間工、山腹工、森林整備	
			伏木氏	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
			海浦	1	0	山腹工、森林整備	
			花岡	3	3	溪間工、山腹工	
			田川	1	1	山腹工	
			松生	1	1	森林整備	
			海路	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
			天月	1	0	森林整備	
			立川	2	2	山腹工、溪間工、森林整備	

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考	
市町村		区域		前半5ヵ年 計画地区数			
	芦北町	吉尾	5	3	森林整備、山腹工		
		宮崎	1	1	山腹工		
		八幡	1	1	山腹工、溪間工		
		塩浸	1	1	溪間工		
		芦北	2	2	山腹工、溪間工		
		上原	2	2	森林整備		
		小計	83	59			
		津奈木町	岩城	5	4	溪間工、山腹工、森林整備	
			福浜	3	2	溪間工、山腹工	
			津奈木	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
			小津奈木	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
			千代	1	0	山腹工	
			小計	12	8		
		芦北地域計			120	77	
	人吉市	下永野町	1	0	山腹工		
		矢黒町	1	1	山腹工		
		田野町	1	1	森林整備		
		瓦屋町	1	1	山腹工		
		上漆田町	1	1	山腹工		
		古仏頂町	2	2	溪間工、山腹工		
		西間上町	1	0	山腹工		
		上永野町	1	1	山腹工		
		上戸越町	1	0	山腹工		
		大塚町	1	0	森林整備		
		小計	11	7			
		錦町	西	2	1	溪間工	
			一武	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
			木上南	2	1	山腹工	
			小計	10	6		
		多良木町	多良木	4	1	溪間工、森林整備	
			黒肥地	4	2	溪間工、山腹工	
			奥野	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
			槻木	17	11	溪間工、山腹工、森林整備	
			久米	6	1	溪間工、山腹工	
			小計	35	17		

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村		区域		前半5ヵ年 計画地区数		
	湯前町	猪鹿倉山	5	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		浅ヶ野	1	1	溪間工、山腹工	
		下町杭	1	1	山腹工	
		長谷場宝蛇寺	2	1	溪間工	
		長谷場	1	0	溪間工	
		小迫	1	0	山腹工	
		大迫西平	2	0		
		小計	13	5		
	水上村	江代	27	18	溪間工、山腹工、森林整備	
		岩野	9	4	溪間工、山腹工、森林整備	
		湯山	12	8	溪間工、山腹工、森林整備	
		小計	48	30		
	相良村	四浦	3	2	溪間工、山腹工	
		川辺	2	2	溪間工、山腹工	
		四浦東	1	1	森林整備	
		四浦西	19	7	溪間工、森林整備、山腹工	
		小計	25	12		
	五木村	下梶原	3	1	溪間工、山腹工	
		宮園	2	2	森林整備、山腹工	
		中村	1	1	山腹工	
		土会平	1	1	溪間工	
		池ノ鶴	1	0	溪間工	
		野々脇	1	1	溪間工	
		平沢津	2	1	溪間工	
		入鴨	1	0	溪間工	
		嶽	1	1	山腹工	
		上高野	2	1	森林整備	
		椎葉	1	1	山腹工	
		上荒地	1	1	溪間工	
		平野	1	0	山腹工	
		横手	2	2	溪間工	
		西谷	1	1	溪間工、山腹工	
		屋敷	1	0	溪間工	
		上小鶴	1	0	森林整備	
		北平	1	0	溪間工	
		大藪	1	0	溪間工	

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考	
市町村		区域		前半5ヵ年 計画地区数			
		五木村	中村	1	0	溪間工、山腹工	
			宮目木	1	0	溪間工	
			椿	3	0	溪間工、山腹工	
			小野	1	0	溪間工	
			小計	31	14		
		山江村	万江	7	4	溪間工、山腹工、森林整備	
			山田	5	4	山腹工、森林整備	
			山田戊	2	1	溪間工、山腹工	
			小計	14	9		
		球磨村	一勝地	8	2	溪間工、山腹工、森林整備	
			三ヶ浦	1	1	山腹工	
			渡	7	3	溪間工、山腹工	
			神瀬	23	15	溪間工、山腹工、森林整備	
			大瀬	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
			小計	42	24		
		あさぎり町	上西	9	6	溪間工、森林整備	
			皆越	14	7	溪間工、山腹工、森林整備	
			岡原北	2	1	森林整備	
			岡原南	4	2	溪間工	
			小計	29	16		
	球磨地域計				258	140	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

〔該当なし〕

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

〔変更なし〕

(附) 参考資料

林道開設・拡張計画数量の箇所別明細(既設林道を含む)

計画期間(R5. 4. 1～R15. 3. 31)

単位 延長:m														
登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か年 の計画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
先線開設	基幹		八代市	菊池入吉線	7,994	16,000						12	有	
先線開設	基幹		八代市	池之原走水線	3,875	17,830		13,955			○	245A	無	新規開設に伴う延長変更
既設	基幹		八代市	南川内線	22,192	22,192			1,000		○	22	無	
既設	基幹		八代市	福根線	19,081	19,081			1,000		○	23	無	
既設	基幹		八代市	久連子権原線	11,330	11,330						25	無	
新規開設	基幹		八代市	二本杉葉木線		27,240		7,760			○	26	無	
既設	基幹		八代市	坂本山江線	20,249	20,249			1,000		○	27	有	
既設	基幹		八代市	泉五木線	10,216	10,216			500			31	有	
新規開設	基幹		八代市	権原桜木線		9,800						38	無	今回開設計画廃止
既設	管理		八代市	海老子線	792	792				484		101A	無	
既設	管理		八代市	油谷線	510	510						102A	無	
既設	管理		八代市	捨木線	1,240	1,240						103A	無	
先線開設	管理		八代市	葉木線	2,381	2,381			2,381	2,381	○	104A	無	
既設	管理		八代市	鎌瀬(支)線	2,525	2,525						105B	無	
既設	管理		八代市	小木場線	1,140	1,140						106A	無	
既設	管理		八代市	鎌瀬(本)線	2,000	2,000				259		107A	無	
既設	管理		八代市	瀬戸石線	2,364	2,364				832		108A	無	
既設	管理		八代市	柿ノ生線	1,319	1,319				1,319		109A	無	
既設	管理		八代市	板持線	3,019	3,019						110A	無	今回改良・舗装計画廃止
既設	管理		八代市	大谷線	1,670	1,670						111A	無	
既設	管理		八代市	日当支線2号線	500	500			100	215		112A	無	
先線開設	管理		八代市	洪利線	1,440	2,160		720		720		113A	無	
既設	管理		八代市	市ノ俣線	1,780	1,780			20	1,575	○	115A	有	国併用管理区間
既設	管理		八代市	木々子走水線	4,384	4,384				2,084	○	117A	有	
既設	管理		八代市	登俣線	1,031	1,031			200			118A	無	
既設	管理		八代市	隠線	845	845			200	28		119A	無	
既設	管理		八代市	檜の木峠線	3,483	3,483			400	600		121A	無	
既設	管理		八代市	石丸線	2,568	2,568						122A	無	
先線開設	管理		八代市	真萱段線	360	1,073		713		713		123A	無	
既設	管理		八代市	植木谷線	2,747	2,747			400			124A	無	
既設	管理		八代市	水無線	4,121	4,121			400		○	125A	無	
既設	管理		八代市	水無支線1号線	300	300						126A	無	
既設	管理		八代市	小川内線	2,383	2,383			400			127A	無	
既設	管理		八代市	杉ノ元線	1,321	1,321				238		128A	無	
既設	管理		八代市	轟線								150A	無	芦北町150A
既設	管理		八代市	道の平線	2,923	2,923						151A	無	
既設	管理		八代市	畑中線	800	800						152A	無	
既設	管理		八代市	泉葉木線	4,415	4,415			500	933		153A	無	
既設	管理		八代市	大谷尻・弥木田川内線	2,531	2,531						154A	無	
既設	管理		八代市	谷口線	1,200	1,200						155A	無	
既設	管理		八代市	桜木線	3,041	3,569			500	529		156A	無	
既設	管理		八代市	船木線	1,200	1,200						157A	無	
既設	管理		八代市	中の瀬線	1,000	1,000						158A	無	
既設	管理		八代市	大堀線	1,225	1,225			200			159B	無	
既設	管理		八代市	多稚谷線	1,386	1,386						160A	無	
既設	管理		八代市	日当線	4,520	4,520			300			161A	無	
既設	管理		八代市	矢山線	1,632	1,632			200			162A	無	
既設	管理		八代市	生線	3,843	3,843			400			163A	無	
既設	管理		八代市	花の尾線	6,639	6,639			800			164A	無	
既設	管理		八代市	一本檜線	1,927	1,927			250			166A	無	
既設	管理		八代市	日添線	1,760	1,760			200	1,145	○	167A	無	
既設	管理		八代市	深水線	7,891	7,891			1,000	2,404	○	201A	無	既設201B
既設	管理		八代市	洪利瀬高線	3,733	3,733				2,071	○	202A	無	
先線開設	管理		八代市	鶴喰大門瀬線	4,514	5,514		1,000	1,000	3,484		203A	無	
先線開設	管理		八代市	白岩戸線	3,698	4,190		492		2,891	○	205A	無	既設205B
新規開設	管理		八代市	小浦線		4,500		4,500		4,500		206A	無	
先線開設	管理		八代市	平岩線	4,374	5,257		883		2,151		207A	無	既設207B
既設	管理		八代市	山口小川内線	5,268	5,268				2,043		209A	無	
先線開設	管理		八代市	塩平線	715	2,215		1,500		1,500		212A	無	既設212B
既設	管理		八代市	破木寺前瀬線	5,814	5,814			1,000	2,586	○	220A	無	
既設	管理		八代市	山洪線	1,085	1,085				1,085		221B	無	
既設	管理		八代市	岩奥南川内線	5,281	5,281			50			224A	無	既設224B
新規開設	管理		八代市	新道峠線		3,000		3,000		3,000		225A	無	
既設	管理		八代市	木々子日光線	5,780	5,780			1,000	3,682	○	226A	無	
既設	管理		八代市	袈裟堂深水線	3,779	3,779			1,000	1,810	○	227C	無	既設227A
新規開設	管理		八代市	せんだん轟線		1,700		1,700		1,700		228A	無	
既設	管理		八代市	鶴平線	6,105	6,105				3,147	○	229B	無	
既設	管理		八代市	板持陣之内線	5,158	5,158			1,000	2,047	○	230A	無	
既設	管理		八代市	狩倉線	2,110	2,110						231B	無	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5ヵ年 の計画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		八代市	市ノ俣支線	2,035	2,035				1,250	○	232B	無	
新規開設	管理		八代市	馬廻坂ノ平線		2,000		2,000		2,000		233A	無	
新規開設	管理		八代市	登俣川原谷線		4,030		4,030		4,030		234A	無	
新規開設	管理		八代市	大門油谷線		1,900		1,900		1,900		235A	無	
新規開設	管理		八代市	馬廻走水線		1,168		1,168		1,168		236A	無	
既設	管理		八代市	仁田尾座達線	9,320	9,320			1,000		○	237A	無	
既設	管理		八代市	観音線	3,038	3,038			400	2,246	○	238A	無	
既設	管理		八代市	白谷線	5,606	5,606			10	4,185	○	240A	無	
新規開設	管理		八代市	四方田線		3,134		3,134		3,134		241A	無	
新規開設	管理		八代市	岩宇土線		7,700		7,700		7,700		242A	有	
新規開設	管理		八代市	星ヶ谷線		2,210		2,210		2,210		243B	無	
新規開設	管理		八代市	糸原山王線		1,800		1,800		1,800		244A	無	
新規開設	管理		八代市	板持瀬戸石線		4,900		4,900		4,900		204A	無	
新規開設	管理		八代市	攻朴の木線		13,600	2,700	10,900				246A	無	
新規開設	管理	○	八代市	菖蒲谷1号線		500		500			○		無	
新規開設	管理	○	八代市	仁田ノ尾線		500		500			○		無	
新規開設	管理	○	八代市	仏石線		5,000		5,000			○		無	
既設	管理	○	八代市	八竜山線	846	846							無	
既設	管理	○	八代市	菖蒲谷線	2,300	2,300							無	
			八代市 計		269,652	392,131	2,700	81,965	18,811	90,679				
	八代地域 計				269,652	392,131	2,700	81,965	18,811	90,679				
既設	基幹		水俣市	倉谷上小場線	6,431	6,431						29	有	
既設	管理		水俣市	下山線	941	941						101A	無	
既設	管理		水俣市	榎迫線	1,610	1,610				200		102A	無	
既設	管理		水俣市	吐合線	813	813						103A	無	
既設	管理		水俣市	気子線	895	895						105A	無	
既設	管理		水俣市	板橋線	1,460	1,460						106A	無	
既設	管理		水俣市	集線	2,018	2,018						107A	無	
既設	管理		水俣市	鬼岳線	960	960				100		108A	無	
既設	管理		水俣市	崩平線	1,060	1,060						109A	無	
既設	管理		水俣市	芦刈線	891	891						110A	無	
既設	管理		水俣市	茂川線	1,580	1,580				300		111A	無	
既設	管理		水俣市	一本木線	702	702						112A	無	
既設	管理		水俣市	迷口線	714	714						113A	無	
既設	管理		水俣市	車道線	470	470						114A	無	
既設	管理		水俣市	鳶山線	1,230	1,230						115A	無	
既設	管理		水俣市	有木線	850	850						116A	無	
既設	管理		水俣市	岩井口線	350	350						117A	無	
既設	管理		水俣市	田頭線	1,500	1,500						118A	無	
既設	管理		水俣市	頭石線	4,208	4,208						119A	無	
既設	管理		水俣市	赤尼田線	4,014	4,014						120A	無	
既設	管理		水俣市	古里線	757	757						121A	無	
既設	管理		水俣市	日当野線	440	440						122A	無	
既設	管理		水俣市	岡山線	1,732	1,732						123A	無	
既設	管理		水俣市	山小場線	500	500						124A	無	
新規開設	管理		水俣市	深田線		4,500						201A	無	
新規開設	管理		水俣市	桜野線		3,500						204A	無	
既設	管理		水俣市	谷山線	1,800	1,800				100		210A	無	
既設	管理		水俣市	田代線	1,600	2,260		660		300		213A	無	
新規開設	管理		水俣市	榎迫支線	1,520	2,740		1,220			○	205B	無	
			水俣市 計		41,046	50,926		1,880		1,000				
既設	基幹		芦北町	倉谷上小場線	11,122	11,122			1,000			29	有	
新規開設	基幹		芦北町	松生屋敷野線	1,050	8,513		7,463			○	101	無	
既設	管理		芦北町	榎川内線	680	680						101A	無	
既設	管理		芦北町	東部線	9,457	9,457						103A	無	
既設	管理		芦北町	永谷線	1,040	1,040						105A	無	
既設	管理		芦北町	大岩(妙合)線	512	512						106A	無	
既設	管理		芦北町	本野線	640	640						107A	無	
既設	管理		芦北町	廿五線	666	666						108A	無	
既設	管理		芦北町	双間伏線	590	590						109A	無	
既設	管理		芦北町	萩の鶴線	1,431	1,431						110A	無	
既設	管理		芦北町	大川内東線	1,075	1,075			500			111A	無	
既設	管理		芦北町	瀬戸線	1,140	1,140						112A	無	
既設	管理		芦北町	与内越南線	576	576						113A	無	
既設	管理		芦北町	小園線	473	473						114A	無	
既設	管理		芦北町	シノメ線	1,322	1,322						116A	無	
既設	管理		芦北町	大崎線	427	427						117A	無	
既設	管理		芦北町	山神線	660	660						118A	無	
既設	管理		芦北町	小平線	1,300	1,300						119A	無	
既設	管理		芦北町	市野瀬線	800	800						120A	無	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か年 の計画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		芦北町	永瀬線	500	500						121A	無	
既設	管理		芦北町	下白木線	300	300						123A	無	
既設	管理		芦北町	金ヶ本線	1,400	1,400				500		124A	無	
既設	管理		芦北町	風穴線	532	532						125A	無	
既設	管理		芦北町	国見線	1,800	1,800			1,000			126A	無	
既設	管理		芦北町	矢風線	700	700						128A	無	
既設	管理		芦北町	加賀俣線	1,000	1,000						129A	無	
既設	管理		芦北町	鶴掛線	800	800						130A	無	
既設	管理		芦北町	立川線	1,850	1,850			1,000			131A	無	
既設	管理		芦北町	園口線	1,360	1,360						132A	無	
既設	管理		芦北町	ゲンゴス線	800	800						133A	無	
既設	管理		芦北町	松生線	800	800						135A	無	
既設	管理		芦北町	大鑑俣線	400	400						136A	無	
既設	管理		芦北町	山手川内線	550	550						137A	無	
既設	管理		芦北町	投石線	332	332						138A	無	
既設	管理		芦北町	地藏谷線	133	133						139A	無	
既設	管理		芦北町	北田線	300	300						140A	無	
既設	管理		芦北町	長迫線	1,500	1,500			500			142A	無	
既設	管理		芦北町	陣之内黒岩線	2,373	2,373						143A	無	
既設	管理		芦北町	轟線	2,805	2,805						150A	無	八代市150A
先線開設	管理		芦北町	岩屋川内線	871	3,321						203B	無	既設203A
新規開設	管理		芦北町	隘ノ迫線		3,500						204A	無	
既設	管理		芦北町	井牟田線	2,990	2,990				787		151C	無	
先線開設	管理		芦北町	祝坂線	800	1,700						208A	無	
新規開設	管理		芦北町	女島線		2,200						210A	無	
新規開設	管理		芦北町	米田日添線		2,200						211B	無	
既設	管理		芦北町	国見(一)線	4,372	4,372				1,500		152A	無	
新規開設	管理		芦北町	鶴掛牧山線		4,000						213B	無	
新規開設	管理	○	芦北町	塩汲岳線		1,900						214A	無	
新規開設	管理	○	芦北町	吉尾線		1,350						215A	無	
			芦北町 計		64,229	90,192		7,463	4,000	2,787				
既設	基幹		津奈木町	倉谷上小場線	8,387	8,387			100			29	有	
既設	管理		津奈木町	芋川線	2,430	2,430			50			101A	無	
既設	管理		津奈木町	矢城線	1,158	1,158			50			102A	無	
既設	管理		津奈木町	中良線	1,138	1,138			50			103A	無	
既設	管理		津奈木町	三ツ峰線	4,456	4,456			50			104A	無	
既設	管理		津奈木町	荒峰線	1,700	1,700			50			105A	無	
既設	管理		津奈木町	石木田線	2,808	2,808			50			106A	無	
既設	管理		津奈木町	花月線	1,874	1,874			50			125A	無	
新規開設	管理	○	津奈木町	菓草線		4,826		2,199				204A	無	
先線開設	管理	○	津奈木町	清水線	2,657	2,800		143	50			205A	無	既設分は管理道
既設	管理		津奈木町	弥太越線	1,772	1,772			50			209C	無	
新規開設	管理	○	津奈木町	蛙石線		1,569						211A	無	
新規開設	管理	○	津奈木町	龍岩線		3,447		1,067				212A	有	
			津奈木町 計		28,380	38,365		3,409	550					
			芦北地域 計		133,655	179,483		12,752	4,550	3,787				
既設	管理		人吉市	園田山線	2,684	2,684						101A	無	
既設	管理		人吉市	宇土山線	1,722	1,722						102A	無	
既設	管理		人吉市	新立線	1,170	1,170						103A	無	
既設	管理		人吉市	ハヶ峰線	773	773						104A	無	
既設	管理		人吉市	永野線	946	946						105A	有	
既設	管理		人吉市	舟の谷線	1,692	1,692						106A	無	
既設	管理		人吉市	日添線	1,650	1,650						107A	無	
既設	管理		人吉市	道平線	3,480	3,480						108A	無	
既設	管理		人吉市	芦刈線	3,048	3,048						109A	無	
既設	管理		人吉市	牧の内線	2,000	2,000						110A	無	
既設	管理		人吉市	西浦線	420	420						111A	有	
既設	管理		人吉市	萩の迫線	2,534	2,534						112A	無	
既設	管理		人吉市	大谷線	1,500	1,500						113A	無	
既設	管理		人吉市	照岳線	4,040	4,040						114B	無	
既設	管理		人吉市	津ヶ尾線	4,838	4,838						115A	無	
既設	管理		人吉市	吸川線	1,630	1,630						116A	無	
新規開設	管理	○	人吉市	中小川内線		1,600						204A	無	
新規開設	管理	○	人吉市	鶴屋敷線		2,900						205A	無	
新規開設	管理	○	人吉市	次岩線		900						206A	無	
新規開設	管理	○	人吉市	宇津良線		2,300						207A	無	
新規開設	管理	○	人吉市	岩ノ首線		1,500						208A	無	
			人吉市 計		34,127	43,327								
既設	管理		錦町	横山大平線	3,655	3,655						101A	無	
既設	管理		錦町	大平線	580	580						102A	有	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か年 の計画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		錦町	戸平谷線	600	600						103A	無	
既設	管理		錦町	志戸内線	3,244	3,244				1,196	○	104A	無	
既設	管理		錦町	宮の谷線	600	600						105A	無	
先線開設	管理		錦町	汁谷線	706	2,973		1,133		706	○	106A	無	
既設	管理		錦町	尾谷線	1,900	1,900						107A	無	
既設	管理		錦町	狩政曲り谷線	3,694	3,694				3,694		108A	無	
既設	管理		錦町	大鶴線	358	358				358		109A	有	
先線開設	管理		錦町	嶽の川内線	3,013	4,713				2,913		110B	無	
新規開設	管理	○	錦町	陣の平2号線		1,765							無	
新規開設	管理	○	錦町	大平2号線		2,500							無	
新規開設	管理	○	錦町	陣の平線		5,824		2,912					無	
新規開設	管理	○	錦町	大平線		3,475		1,737					無	
新規開設	管理	○	錦町	曲り谷線		920							無	
新規開設	管理	○	錦町	下里山線		2,267							無	
新規開設	管理	○	錦町	どうぜん谷線		2,552							無	
			錦町 計		18,350	41,620		5,782		8,867				
既設	基幹		あさぎり町	菊池人吉線	1,777	1,777						1	無	
既設	基幹		あさぎり町	夜狩尾線	6,396	6,396						70	無	
既設	基幹		あさぎり町	榎田大川筋線	19,055	19,055			30		○	73	有	
既設	管理		あさぎり町	中別府線	1,274	1,274						101A	無	
既設	管理		あさぎり町	権現谷線	467	467			7		○	103A	無	
既設	管理		あさぎり町	宮川内線	4,524	4,524			14			104B	無	
既設	管理		あさぎり町	中尾線	585	585						105A	無	
既設	管理		あさぎり町	棚燈谷線	832	832						106A	無	
既設	管理		あさぎり町	薬師谷線	6,264	6,264			7		○	107A	無	
既設	管理		あさぎり町	西平線	7,282	7,282			12		○	108A	無	
既設	管理		あさぎり町	男鹿野線	1,101	1,101						109B	無	
既設	管理		あさぎり町	大谷線	1,131	1,131						110A	無	
既設	管理		あさぎり町	炭山線	2,397	2,397						112B	有	
既設	管理		あさぎり町	芋の八重線	903	903						113A	無	
既設	管理		あさぎり町	大平線	1,527	1,527			13			114A	無	
既設	管理		あさぎり町	陀来水線	1,300	1,300						115A	無	
既設	管理		あさぎり町	城の下線	235	235						116A	無	
既設	管理		あさぎり町	第二炭山線	2,225	2,225						117A	有	内186mは国併用管理区間
既設	管理		あさぎり町	夫婦岩線	4,254	4,254						118A	無	
既設	管理		あさぎり町	焼山線	700	700						119A	無	
既設	管理		あさぎり町	小川内谷線	900	900						120A	無	
既設	管理		あさぎり町	烏泊線	5,616	5,616						121B	無	
既設	管理		あさぎり町	段塔林道八十支線	243	243						122A	有	国併用管理区間
既設	管理		あさぎり町	車場線	840	840						123B	無	
既設	管理		あさぎり町	早落線	863	863						124A	無	
既設	管理		あさぎり町	温迫線	2,606	2,606						125A	無	
既設	管理		あさぎり町	小野線	1,094	1,094						130A	無	
既設	管理		あさぎり町	善七畑線	1,240	1,240						131A	無	
既設	管理		あさぎり町	尾立線	2,685	2,685						132A	無	
既設	管理		あさぎり町	天狗松線	2,480	2,480			100			133A	無	
既設	管理		あさぎり町	宇土山線	653	653						134A	無	
既設	管理		あさぎり町	岡本線	3,285	3,285						135A	有	
既設	管理		あさぎり町	荒谷線	700	700						136B	無	
既設	管理		あさぎり町	柳谷線	554	554						137A	無	
既設	管理		あさぎり町	黒原線	13,814	13,814			11		○	138B	無	
既設	管理		あさぎり町	林道 梅木平線	583	583						139A	無	
既設	管理		あさぎり町	林道 日栗線	1,827	1,827			75			140A	無	
既設	管理		あさぎり町	荒茂線	400	400						141A	無	
既設	管理		あさぎり町	前平線	1,000	1,000						142A	無	
既設	管理		あさぎり町	岩屋線	600	600						143A	無	
既設	管理		あさぎり町	鍋山線	400	400						144A	無	
既設	管理		あさぎり町	柳の内線	7,530	7,530						145A	無	
既設	管理		あさぎり町	松ヶ野線	540	540						201A	無	
既設	管理		あさぎり町	宇土山線	653	653						202A	有	
既設	管理		あさぎり町	湯の原線	4,225	4,225						203B	無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	舟の尾線		990							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	松尾線		1,060							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	岩屋線		1,020							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	梅子線		1,190							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	森園城山線		480							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	森園ツツジ原線		700							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	小川屋線		450							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	善七畑線		1,640							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	下塚線		310							無	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か年 の計画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
新規開設	管理	○	あさぎり町	梨木迫線		500							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	塩井線		350							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	大野線		1,000							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	影平線		300							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	小川内線		960							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	花の木線		280							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	蛇来水線		1,600							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	地藏平線		1,500							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	熊鹿倉線		600							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	鍋山線		1,100							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	荒谷線		900							無	
新規開設	管理	○	あさぎり町	宇土山線		1,400							無	
			あさぎり町 計		119,560	137,890			269					
既設	基幹		多良木町	菊池人吉線	1,683	1,683						1	有	
既設	基幹		多良木町	日当線	8,733	8,733						62	無	
既設	基幹		多良木町	槻木南線	19,321	19,321			35	788	○	65	無	
先線開設	基幹		多良木町	槻木北線	15,489	17,789		2,300		500	○	68	有	
既設	管理		多良木町	荒水谷線	4,284	4,284				4,284		101A	無	
既設	管理		多良木町	花立線	1,596	1,596						102A	無	
既設	管理		多良木町	松ヶ野線	1,355	1,355						103A	無	
既設	管理		多良木町	奥野線	1,007	1,007						105A	無	
既設	管理		多良木町	柳野線	943	943						108A	有	国併用管理区間
既設	管理		多良木町	大仁田線	1,440	1,440						109A	無	
既設	管理		多良木町	大谷線	3,870	3,870						110A	無	
既設	管理		多良木町	千本木谷線	1,524	1,524			22			111A	無	
既設	管理		多良木町	犬喰線	896	896			56			112A	無	
既設	管理		多良木町	成尾線	1,660	1,660						205A	無	
先線開設	管理		多良木町	田畑線	321	3,251		1,465	400			209B	無	
既設	管理		多良木町	上柳線	3,700	3,700				2,700		210A	無	
既設	管理		多良木町	湯原線	802	802						211A	無	
既設	管理		多良木町	深谷線	926	926						212A	無	
既設	管理		多良木町	山柿谷線	2,315	2,315			7			213B	無	
既設	管理		多良木町	妙見野線	1,254	2,101						214A	無	
新規開設	管理		多良木町	孝崎川ダム線		895						216A	無	
新規開設	管理		多良木町	高滝線		1,190						219A	無	
新規開設	管理	○	多良木町	萩の尾線		12,280							無	
新規開設	管理	○	多良木町	横尾立線		11,560							無	
			多良木町 計		73,119	105,121		3,765	520	8,272				
既設	管理		湯前町	火の谷線	654	654						101A	無	
既設	管理		湯前町	高尾線	538	538						102A	無	
既設	管理		湯前町	夜狩内線	620	620						103A	無	
既設	管理		湯前町	宮の谷線	2,867	2,867						104A	無	
既設	管理		湯前町	七ツ山線	657	657						105A	無	
既設	管理		湯前町	大谷線	816	816						106A	無	
既設	管理		湯前町	尾谷線	800	800						107A	無	
既設	管理		湯前町	浅牧線	951	951						108A	無	
既設	管理		湯前町	仁原線	150	150						109A	無	
既設	管理		湯前町	長谷場線	665	665						110A	無	
既設	管理		湯前町	長谷場支線	520	520						111A	無	
既設	管理		湯前町	辻線	540	540						112A	無	
既設	管理		湯前町	藪野線	560	560						113A	無	
既設	管理		湯前町	牧良線	1,970	1,970						114A	無	
既設	管理		湯前町	横迫線	4,005	4,005						115B	無	
			湯前町 計		16,313	16,313								
既設	基幹		水上村	菊池人吉線	400	400						1,2	無	
先線開設	基幹		水上村	梅木鶴線	21,074	21,670		596	200			64	有	
既設	基幹		水上村	上米良大平線	8,329	8,329			200			66	有	
既設	基幹		水上村	岩野白蔵線	19,740	19,740			200	4,753	○	79	無	
先線開設	基幹		水上村	湯山峠小崎線	8,426	15,827		7,401			○	99	無	
既設	管理		水上村	幸野線	2,318	2,318						101A	無	
既設	管理		水上村	瀬谷線	835	835						102A	無	
既設	管理		水上村	梶の迫線	942	942						104A	無	
既設	管理		水上村	三本杉線	1,300	1,300						105A	無	
既設	管理		水上村	美尾谷線	2,085	2,085						106A	無	
既設	管理		水上村	長迫大迫線	1,484	1,484						107A	無	
既設	管理		水上村	倉谷線	7,626	7,626						109B	無	
既設	管理		水上村	上野々平線	1,296	1,296						112A	無	
既設	管理		水上村	うるし原線	899	899						113A	無	
既設	管理		水上村	綱尾高平線	1,305	1,305						116A	無	
既設	管理		水上村	茶園谷線	501	501						117A	無	

単位 延長:m														
登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か年 の計画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		水上村	野々平線	2,793	2,793						118A	無	
既設	管理		水上村	小春線	3,140	3,140						119A	無	
既設	管理		水上村	田迎線	5,255	5,255						121A	無	
既設	管理		水上村	柳平線	2,637	2,637						122A	無	
先線開設	管理		水上村	尾迎線	4,267	5,505		619				206A	無	既設206B
先線開設	管理		水上村	星白線	2,978	4,000		511				221A	無	
先線開設	管理		水上村	川内線	800	8,300		3,750				222A	無	既設222B
先線開設	管理		水上村	千ヶ平線	2,229	7,229		500		1,000		225A	無	既設225B
先線開設	管理		水上村	長迫線	2,134	3,134		500				226A	無	既設226B
先線開設	管理		水上村	白蔵峠線	2,281	8,281		3,000				227A	無	既設227B
先線開設	管理		水上村	松尾線	1,310	4,810		1,750				228A	無	既設228B
新規開設	管理		水上村	笹の本線		1,500		750				230A	無	
先線開設	管理		水上村	横手線	2,736	2,736				1,088	○	231A	無	
			水上村 計		111,120	145,877		19,377	600	6,841				
既設	基幹		相良村	菊池人吉線	11,930	11,930						1	無	
既設	基幹		相良村	相良五木線	6,693	6,693						34	有	
既設	基幹		相良村	夜狩尾線	8,870	8,870			24		○	70	無	
新規開設	基幹		相良村	四浦西線		16,032		16,032			○	103	無	測量に伴う修正
既設	管理		相良村	晴山線	4,430	4,430						101A	有	国併用管理区間
既設	管理		相良村	廻線	2,569	2,569						102A	無	
既設	管理		相良村	黒石平川線	10,444	10,444			34		○	103A	無	
既設	管理		相良村	新層谷線	7,205	7,205			8			104A	無	山江村111A
先線開設	管理		相良村	小谷椎葉線	1,830	9,900						201A	有	
新規開設	管理		相良村	永日線線		6,200		2,500				202A	有	
新規開設	管理		相良村	中ノ原上椎葉線		4,612						211B	無	
新規開設	管理		相良村	初神尾方原線		7,620		3,810				212B	無	
新規開設	管理		相良村	曾焼線		3,035		1,517				213B	無	
新規開設	管理		相良村	夜狩尾2号線		3,327		1,663				214A	無	
新規開設	管理	○	相良村	小柏平ノ下線		7,116							無	
新規開設	管理	○	相良村	萩胡麻立線		6,016		3,008					無	
			相良村 計		53,971	115,999		28,530	66					
既設	基幹		五木村	菊池人吉線	21,698	21,698						1,2	無	
既設	基幹		五木村	下梶原線	8,123	8,123				8,123	○	33	有	舗装補修に伴う追加
既設	基幹		五木村	相良五木線	9,355	9,355			1,000			34	有	
既設	基幹		五木村	日当線	9,016	9,016						62	無	
既設	基幹		五木村	浪人越線	22,296	22,296			22,296	22,296		63	有	
新規開設	基幹		五木村	瀬目下谷線	3,709	21,150	10,041	7,400			○	64	有	
既設	管理		五木村	嶽線	1,801	1,801						101A	無	
既設	管理		五木村	白髪谷線	2,400	2,400						102B	無	
既設	管理		五木村	三方谷線	832	832						103A	無	
既設	管理		五木村	平石山線	3,213	3,213						104A	無	
既設	管理		五木村	内容線	3,156	3,156						106B	無	
既設	管理		五木村	裾川線	2,370	2,370						109A	無	
既設	管理		五木村	出ル羽線	1,037	1,037						111A	無	
既設	管理		五木村	八原線	5,732	5,732						112A	無	
既設	管理		五木村	アザミ谷線	5,183	5,183						113A	有	
既設	管理		五木村	日当線2	2,967	2,967						115B	無	
既設	管理		五木村	八重線	6,810	6,810			500			116A	有	221B→116A
既設	管理		五木村	白滝線	2,060	2,060						201A	無	
既設	管理		五木村	入鴨線	2,122	2,122						202B	無	
先線開設	管理		五木村	西谷線	1,464	2,464		500				203A	無	
既設	管理		五木村	空舎線	10,307	10,307						204A	無	
既設	管理		五木村	鷺山線	5,454	5,454						212A	有	
既設	管理		五木村	下入鴨線	5,680	5,680						214B	有	
既設	管理		五木村	北西谷線	2,580	2,580						217A	無	
既設	管理		五木村	轟谷線	670	670						218A	無	
新規開設	管理		五木村	河内谷峠線		1,000		500				219A	無	
新規開設	管理	○	五木村	内容2号線		3,300		1,650					無	
新規開設	管理	○	五木村	大通1号線		3,000		1,500					無	
新規開設	管理	○	五木村	北西谷3号線		1,000		500					無	
新規開設	管理	○	五木村	入鴨3号線		900		450					無	
新規開設	管理	○	五木村	元井谷折立線		2,500		1,250					無	
新規開設	管理	○	五木村	栗鶴浪人越線		2,500		1,250					無	
新規開設	管理	○	五木村	松本八原線		600		300					無	
新規開設	管理	○	五木村	三方谷線		1,400		700					無	
新規開設	管理	○	五木村	北平線		1,500		750					無	
			五木村 計		140,035	176,176	10,041	16,750	23,796	30,419				
既設	基幹		山江村	坂本山江線	7,712	7,712				330	○	27	有	
新規開設	基幹		山江村	山江球磨線		6,794		6,794			○	102	無	測量に伴う修正
既設	管理		山江村	山洪線	730	730						101A	無	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画延長	開設計画		拡張計画		前年5ヵ年の計画箇所	路線コード	国調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		山江村	下弘線	550	550						102A	無	
既設	管理		山江村	第二横手線	650	650						103A	無	
既設	管理		山江村	屋形線	1,610	1,610				214	○	104A	無	
既設	管理		山江村	柳野線	1,040	1,040						105A	無	
既設	管理		山江村	亀谷線	1,635	1,635						106A	無	
既設	管理		山江村	向鶴線	920	920						108A	無	
既設	管理		山江村	葛線	2,290	2,290						109A	無	
既設	管理		山江村	今村線	3,087	3,087				400	○	110A	無	
既設	管理		山江村	新層谷線								111A	無	相良村104A
新規開設	管理		山江村	東大河内線		1,700						202A	無	
既設	管理		山江村	涼松横手線	5,737	5,737						203A	有	
既設	管理		山江村	大平島屋線	5,687	5,687						205A	無	
新規開設	管理		山江村	水無大槻線		4,000						209A	無	
新規開設	管理		山江村	水無線		3,500						210A	無	
新規開設	管理		山江村	葛淡島線		3,197						211A	無	
新規開設	管理		山江村	西小路～日当線		907						212B	有	
新規開設	管理		山江村	内畑～日当線		303						213A	無	
新規開設	管理		山江村	尾寄先～宇那川線		935						214B	有	
新規開設	管理		山江村	山口線①		765						215B	無	
新規開設	管理		山江村	山口線②		2,146						216B	無	
			山江村 計		31,648	55,895		6,794		944				
先線開設	基幹		球磨村	川島大岩線	11,404	17,585		6,181	70		○	67	有	
既設	基幹		球磨村	大槻大岩線	12,276	12,276			98	12,276		71	有	
先線開設	基幹		球磨村	岡大槻線	12,466	13,300		834			○	74	無	
新規開設	基幹		球磨村	山江球磨線	1,450	5,436		3,261			○	102	有	測量に伴う修正
既設	管理		球磨村	日川原谷線	568	568						101B	無	
既設	管理		球磨村	平野線	5,095	5,095						102A	無	
既設	管理		球磨村	広野線	2,561	2,561				487		103A	無	
既設	管理		球磨村	柳谷線	2,500	5,000	2,500	1,250				104A	無	
既設	管理		球磨村	鶴尾線	480	480						105A	無	
既設	管理		球磨村	楸木谷線	1,559	1,559						106A	無	
既設	管理		球磨村	長迫線	620	620						107A	無	
既設	管理		球磨村	二俣線	777	777						109A	無	
既設	管理		球磨村	線香山線	1,617	1,617						110A	無	
既設	管理		球磨村	滝平線	2,140	2,140				2,140		111B	無	
既設	管理		球磨村	辰之元線	2,878	2,878						112A	有	国併用管理区間
既設	管理		球磨村	上蔀線	1,800	1,800						113A	無	
既設	管理		球磨村	横野線	1,450	1,450						114A	無	
既設	管理		球磨村	下川島線	2,601	2,601						116B	無	
既設	管理		球磨村	青戸線	2,635	6,000	2,635	1,682				117A	無	
既設	管理		球磨村	中原線	860	860						118B	無	人吉市管理
既設	管理		球磨村	一里山線	11,037	11,037				11,037		201A	無	
既設	管理		球磨村	大瀬線	4,233	4,233						204A	無	
既設	管理		球磨村	椎屋線	5,432	5,432				5,432		207A	無	
先線開設	管理		球磨村	東俣線	2,527	7,112		4,585			○	208A	無	
新規開設	管理		球磨村	内布糸原線		3,200						209A	無	
既設	管理		球磨村	線香山柳谷線	6,423	6,423						215A	無	
新規開設	管理		球磨村	日当川線		4,000						217A	無	
新規開設	管理		球磨村	近江原山口線		2,100						219A	無	
既設	管理		球磨村	段の峠線	2,541	2,541						220B	無	
既設	管理		球磨村	白砂線	859	859						221A	無	
新規開設	基幹		球磨村	山口大槻線		16,000		8,000				222A	無	
新規開設	管理		球磨村	段の峠横井線		3,000		1,500				223A	無	
新規開設	管理		球磨村	高沢線		7,000		3,500				224A	無	
			球磨村 計		100,789	157,540	5,135	30,793	168	31,372				
			球磨地域 計		699,032	995,758	15,176	111,791	25,419	86,715				
			総 計		1,102,339	1,567,372	17,876	206,508	48,780	181,181				